

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和元年中に取り扱った不当労働行為事件は412件で、このうち前年からの繰越事件が317件、新規係属事件が95件であった（資料〈統計表〉第22表）。

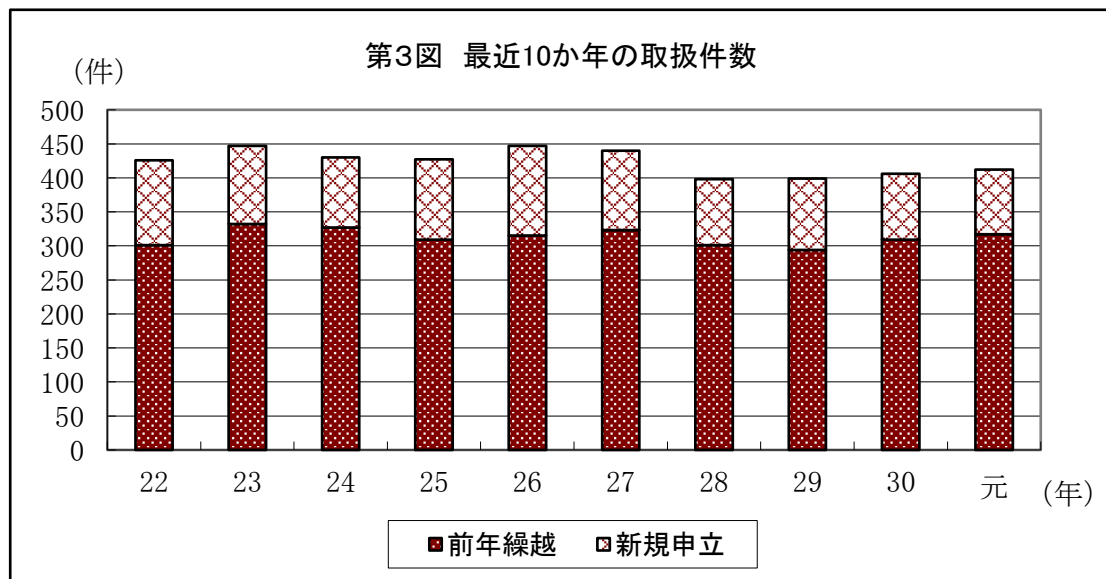
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は6件増加し、新規係属件数は2件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和元年の新規係属事件95件のうち、合同労組関連事件数は74件で、77.9%を占めている。

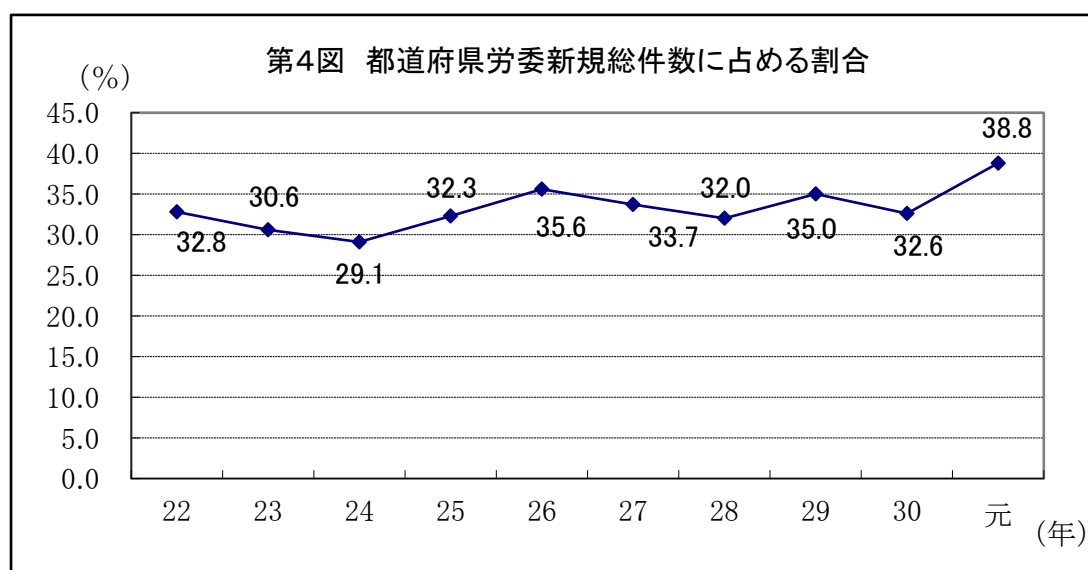


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和元年の全国都道府県労委の新規係属総件数は245件であった。

当委員会の新規係属件数95件を全国比で見ると、38.8%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が80件（84.2%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が12件（12.6%）となっている（資料<統計表>第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て94件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが69件（73.4%）、加盟していないものが25件（26.6%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系44件（63.8%）、全労連系15件（21.7%）、全労協系を含むその他10件（14.5%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て94件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」18件（19.1%）、「無（不明を含む）」76件（80.9%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・ 2件
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・ 4件
業務の委託元を被申立人とする事件・・・・・・・・ 1件
技能実習生の管理団体を被申立人とする事件・・・・ 1件
組合員の雇用に関与した会社を被申立人とする事件・ 1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が 23件（24.2%）で最も多く、次いで、「1000人以上」が 19件（20.0%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては47件（49.5%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「製造業」が 15件（15.8%）と最多で、「運輸・郵便業」及び「卸売・小売業」がそれぞれ13件（13.7%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が 75件（78.9%）で最も多く、次いで「3号に該当」が56件（58.9%）、「1号に該当」が30件（31.6%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件95件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が11件あった。これらの事件の調整における調整内容は、団交促進、解雇問題、協約締結などであった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和元年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」645回、「審問」57回、「和解」1回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」130回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和元年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は2件であった。

(3) 申立の承継

令和元年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和元年に、公益委員の除斥・忌避の申立てがされた事件はなかった。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和元年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが17件あり、うち労働者側からの申立てが16件、使用者側からの申立てが1件であった。

イ 措置

上記申立てについて、令和2年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが4件、口頭による要望を行ったものが4件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
1	30不93	31.1.18	労	① 請負契約書について、組合に対する説明等を速やかに行うこと。 ② 請負契約書における工事内容の一部削除等の不利益変更を実施しないこと。
		31.3.12		三者委員は、当事者双方に対し、口頭による要望を行った。
2	29不58 30不82	31.2.7	労	① 組合員に対する懲戒処分等不利益取扱いを行わないこと。 ② 組合潰しの攻撃を行わないこと。
		31.3.29		三者委員は、当事者双方に対し、口頭による要望を行った。
3	31不20	31.3.18	労	本案の審査係属中は、書記長Xに対し、解雇又は統制処分を行わないこと。
4	30不31	31.4.19	労	本案の審査係属中は、組合員を解雇しないこと。
5	30不87	元.5.14	労	① 組合員Xを看護師のパート職員として雇い入れること。 ② 施設利用の不当な制限をしないこと。
		元.6.27		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
6	31不32	元. 6. 24	労	<p>① 会計年度任用職員の雇用・労働条件について、誠実な団体交渉を行うこと。</p> <p>② 誠実な団体交渉が尽くされるまでの間、会計年度任用職員制度導入に伴う条例案を区議会に提出しないこと。</p>
7	31不20	元. 7. 5	使	<p>本案の審査係属中は、インターネット上で本案被申立人及び同所属組合員を名指しで批判し、名誉を毀損するなどの書込み等を行わないこと。</p>
8	元不54	元. 7. 22	労	<p>本案の審査係属中は、組合員Xに対する懲戒処分を行わないこと。</p>
		元. 11. 7		<p>三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。</p>
9	元不63	元. 8. 21	労	<p>本案の救済命令が発出されるまでの間、地域スタッフの業績評価基準に「全国一律で下限値」を導入する改定案を実施しないこと。</p>
		元. 10. 10		<p>三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。</p>
10	31不11	元. 8. 22	労	<p>本案の審査係属中は、第二組合との間でユニオンショップ等の労働協約を締結しないこと。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
11	元不66	元. 9. 5	労	組合員Xの休職を認め、適正に取り扱うこと。
		—		元年10月11日、本案が終了した(無関与和解)。
12	31不32	元. 9. 26	労	<p>① 会計年度任用職員の労働条件について、募集等に先立ち団体交渉に速やかに応じること。</p> <p>② 団体交渉において、規則案及び要綱案を提出すること。</p> <p>③ 会計年度任用職員制度の募集等を行う場合、協議中又は合意前の事項に関しては、組合と協議中で未確定である旨を募集書類等に明示すること。</p>
13	31不32	元. 10. 8	労	<p>① 会計年度任用職員の労働条件について、募集等に先立ち団体交渉に速やかに応じること。</p> <p>② 団体交渉での合意前に次年度の会計年度任用職員の募集等を行う場合、協議中又は合意前の事項に関しては、組合と協議中で未確定である旨を募集書類等に明示すること。</p>
		元. 10. 16		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
14	元不79	元. 11. 18	労	組合員Xを雇用し、路線バスの運転業務に従事させ、賃金相当額を支払うこと。
15	31不32	元. 11. 29	労	① 本案申立人支部の支部長Xについて、経過措置により、2020年度について3時間勤務の非常勤保育士として特例選考の対象とすること。 ② 2020年度以降の同人の勤務に関して本案申立人との合意を目指した団体交渉に応ずること。
		元. 12. 2		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
16	元不91	元. 12. 16	労	本案の救済命令が出されるまでの間、本案被申立人会社名古屋工場の閉鎖作業を行わないこと。
		2. 1. 27		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
17	元不92	元. 12. 16	労	組合員Xが休職期間の満了日に退職となる措置を取り消し、又は保留すること。

(6) 物件提出命令

令和元年には物件提出命令の申立てがされた事件はなかった。

(7) 証人等出頭命令

令和元年には証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,315件のうち、令和元年12月末までに終結した事件は1,129件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは790件であった。また、終結事件1,129件に係る平均処理日数は432.2日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定			うち1年6か月経過
		取下	和解	計				
件数(件)	1,315	170	733	903	226	1,129	186	97
平均処理日数(日)	—	334.2	333.1	333.3	827.4	432.2	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	67	269	336	0	336
6か月超～1年以内	40	223	263	6	269
1年超～1年6か月以内	37	115	152	33	185
1年6か月以内計	144	607	751	39	790
1年6か月超	26	126	152	187	339

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和元年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和元年の取扱件数412件のうち、99件が終結した。終結件数は前年に比べて10件増加した（資料＜統計表＞第22表）。

(2) 終結区分

終結した99件について、終結区分をみると、命令・決定件数は24件となっており、その内訳は、「全部救済」10件、「一部救済」10件、「棄却」4件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」48件、「無関与和解」12件、「取下」15件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	99	10	10	4	-	48	12	15
49日以内	3	-	-	-	-	-	2	1
50～99日	8	-	-	-	-	5	2	1
100～299日	27	-	-	-	-	16	4	7
300～499日	20	2	-	-	-	14	2	2
500～699日	7	1	-	1	-	3	-	2
700～999日	24	6	5	3	-	7	2	1
1000～1499日	7	1	5	-	-	-	-	1
1500日以上	3	-	-	-	-	3	-	-

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和元年の終結事件に係る平均所要日数は、513.3日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		513.3	19	1,800	99
全部救済		765.2	382	1,141	10
一部救済		992.8	821	1,444	10
棄却		793.6	582	913	4
却下		-	-	-	-
関与和解		438.0	56	1,800	48
無関与和解		297.6	29	996	12
取下		364.1	19	1009	15

5 不服申立ての状況

令和元年中に当委員会が発した命令・決定書数は21本であった。なお、命令・決定による終結事件数は24件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和2年1月末現在18本となっており、命令・決定に対する不服申立率は85.7%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	21
不服申立数	18
再審査申立て	18
労働者側	5
使用者側	12
双方	1
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	85.7

注1) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

2) 同一の命令・決定書に対し、再審査申立てと行政訴訟提起の双方がなされる場合がある。令和元年の場合、1本が該当するので、不服申立数と内訳の計とが一致しない。